

独立行政法人評価年報（平成 18 年度版）の発行について

1 「独立行政法人評価年報」とは

「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）（参考 1）において、当委員会が「独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする（独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成）」とされたことを受けて、平成 15 年度に 14 年度版を発行してから毎年度発行（今回が 5 回目）。

2 平成 18 年度版の編集方針

基本的に平成 16 年度版と同様の構成とし、できる限り、経年比較可能となるよう配慮し、データを更新。

平成 18 年度版の目次

第 1 部 平成 18 年度における独立行政法人の状況

- 1 独立行政法人の制度等
- 2 独立行政法人数の推移等
- 3 独立行政法人の役職員の状況
- 4 独立行政法人の財務・会計
- 5 評価結果の反映状況

第 2 部 平成 18 年度における独立行政法人に関する評価活動等の状況

- 1 府省委員会及び当委員会の評価活動等
- 2 府省委員会の評価結果と当委員会の意見の概要

資料編

関係法令・閣議決定等、役員数・常勤職員数の推移、役員の報酬・退職手当、職員の給与、年度計画における予算、決算、その他の財務状況等の資料を掲載

3 「独立行政法人評価年報」の発行手続

本年報の作成・発行については、当委員会の委員会決定（参考 2）に基づき、独法分科会の議決をもって当委員会の議決とする事項とされており、さらに、独法分科会における取扱いについては、独法分科会長決定（参考 3）により、既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合は、独法分科会の議決を要せず、独法分科会長の承認を経て決定することとされている。

(参考1)

「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抄)

I 国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画

第2 独立行政法人化関連

16. 総務省に置かれる政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)

(3) 政策評価・独立行政法人委員会(仮称)は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)。このため、独立行政法人の主務大臣は、公表資料を、政策評価・独立行政法人評価委員会(仮称)に対して提供するものとする。

(参考2)

「政策評価・独立行政法人評価委員会名で処理する事務の独立行政法人評価分科会への付託について」(平成17年11月14日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)

政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第270号)第5条第6項の規定に基づき、独立行政法人評価分科会の議決をもって政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の議決とする事項を以下のとおり定める。

- (1) 「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、「政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする(独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成)」とされたことを受け、毎年度委員会名で発行する「独立行政法人総覧」及び「独立行政法人評価年報」の作成及び発行に関すること。
- (2) その他、独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので、委員会名で定期的に発行する刊行物の作成及び発行に関すること。

(参照条文)

○政策評価・独立行政法人評価委員会令(平成12年政令第270号)

(分科会)

第5条 1～5 (略)

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」等の作成及び発行に関する事務の独立行政法人評価分科会における取扱いについて」(平成18年2月27日独立行政法人評価分科会長決定)(抄)

平成17年11月14日に開催された政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)において、独立行政法人評価分科会(以下「分科会」という。)の議決をもって委員会の議決とするとされた「独立行政法人総覧」、「独立行政法人評価年報」その他独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので委員会名で定期的に発行する刊行物(以下、これらを「独立行政法人に関する定期刊行物」という。)の作成及び発行に関する事務について、分科会における取扱いを下記のとおり定める。

記

- 1 独立行政法人に関する定期刊行物の作成及び発行に関する事務取扱い
 - (1) 委員会の庶務を司る総務省行政評価局において、独立行政法人に関する定期刊行物の作成案及び発行案を作成するものとする。
 - (2) 当該案は、分科会の議決を経て決定するものとし、総務省行政評価局において作成及び発行に必要な事務作業を行うものとする。

ただし、当該案の内容が「独立行政法人総覧」もしくは「独立行政法人評価年報」について既往の編集方針を大幅に変更したものでない場合又は新規に発行するものでない場合は、分科会の議決を要さず、分科会長の承認を経て決定するものとする。

- 2 発行した独立行政法人に関する定期刊行物の民間団体等による印刷・発行の承認申請に関する事務取扱い(略)